

情報公開制度

三重県の情報公開制度

1 情報公開制度のあらまし

情報公開制度とは、「公文書の開示」、「会議の公開」及び「情報提供」の3つの柱で構成されており、行政の保有する情報を広く公開する制度です。

本県では、開かれた県政を一層推進するため、公文書開示制度によって情報を開示するほか、審議会等の会議の公開、行政資料の充実やその他情報提供を図り、情報公開制度の推進に努めています。

2 情報公開条例の概要

本県では、昭和63年6月から情報公開条例を施行しています。そして、平成11年10月に大幅な条例改正を行い、平成12年4月からは、新条例のもと情報公開制度を運営しています。

(1) 基本的な考え方

この条例は、県民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利につき定めること等により、三重県(以下「県」という。)の保有する情報の一層の公開を図り、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による参加の下、県民と県との協働により、公正で民主的な県政の推進に資することを目的としています。

公文書開示制度は、開示を原則とし、例外的に開示しないことができる公文書は最小限のものに限ることにしています。しかし、開示を原則とするこの制度においても、個人に関する情報がみだりに公にされることがないように最大限の配慮をする必要があるため、個人に関する情報は原則として非開示としています。

(2) 公文書の開示請求権

何人もこの条例の定めることにより、実施機関に対して公文書の開示を請求することができます。

(3) 実施機関

次の機関が保有している公文書を開示請求することができます。

知事、議会、教育委員会、公安委員会、警察本部長、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、地方労働委員会、収用委員会、海区漁業調査委員会、内水面漁場管理委員会及び公営企業管理者(企業庁長、病院事業庁長)

(4) 対象となる公文書の範囲

条例の対象となる公文書の範囲は、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面、写真、フィルム及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものです。ただし、次に掲げるものは除きます。

- ア 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- イ 三重県立図書館その他実施機関が別に定める機関において管理され、かつ、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として公にされ又は公にされることが予定されているもの

(5) 開示しないことができる情報

この制度では、全ての公文書を開示することを原則としています。

しかし、原則開示といえども、個人に関する情報がみだりに公にされないよう最大限保護するほか、企業の営業活動の自由の保護、県政の適正な事務事業の推進等、次の6項目の開示しないことができる項目のいずれかに該当する情報が記録されている公文書は開示しないことができます。

なお、ひとつの公文書に開示しないことができる情報とそれ以外の情報が含まれている場合、これらの部分を容易に、かつ、開示請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、非開示の部分を除いて開示することとしています。

法令秘情報

法令や他の条例等の規定により開示できないと認められるもの

個人情報

個人に関する情報で、特定の個人が識別され、又は識別されうるもの

法人情報

法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、開示することにより、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの

公共安全情報

開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他公共の安全と秩序の維持に支障のおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があるもの

審議検討情報

行政の内部的な審議、検討、協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれ等があるもの

事務事業情報

行政が行う事務事業に関する情報で、開示することにより、当該又は同種の事務事業の公

正又は適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの

(6) 自己情報の本人開示

平成 14 年 10 月 1 日より三重県個人情報保護条例の施行に伴い、自己情報の開示請求は同条例により請求することとなりました。(ただし、公安委員会及び警察本部長は個人情報保護条例の対象とはなっておらず、情報公開条例に基づく本人開示を請求できます。)

(7) 費用負担

開示される公文書の閲覧は無料です。よって、開示請求には費用はいりません。

なお、公文書の写しの交付を受ける場合には、複写に要する実費負担として、現在 A3 サイズまで片面 1 枚につき、白黒 10 円、カラー 40 円を徴収しています。その他電磁的記録などの場合はフロッピーディスク等への写し等、実費を徴収しています。また、公文書の写しを郵送で交付希望される方については、その郵送料(切手代金など)を負担していただくことになります。

(8) 不服申立てに対する救済

実施機関の非開示等決定について不服がある場合は、当該決定を行った実施機関に対し、行政不服審査法の規定に基づく不服申立てをすることができます。不服申立てを受けた実施機関は、当該決定の当否について「三重県情報公開審査会」に諮問し、その答申を受けた後、不服申立てについての決定又は裁決を行います。なお、この審査会は、学識経験者で構成される第三者的性格の救済機関で、迅速かつ公正な救済手続きを行うほか、情報公開に関する重要な事項について、実施機関に建議を行います。

平成 16 年 3 月 31 日現在の審査会の委員は、次のとおりです。

職 名	氏 名 (五十音順)	備 考
会 長	岡 本 祐 次	三重短期大学法経科教授
会長職務代理者	樹 神 成	三重大学人文学部教授
委 員	豊 島 明 子	三重大学人文学部助教授
委 員	早 川 忠 宏	弁護士
委 員	竹 添 敦 子	三重短期大学教授
委 員	丸 山 康 人	四日市大学総合政策学部教授
委 員	渡 辺 澄 子	松阪大学短期大学部教授

(9) 他の制度との調整

公文書の閲覧等について、法令又は他の条例により閲覧等の手続きが定められている場合には当該法令又は条例により行われます。

また、県立図書館等の施設において県民の利用に供する目的で管理されている図書、資料、刊行物等の公文書については、当該施設の利用規定等に従って閲覧等が行われることから、情報公開条例は適用されません。

3 情報提供の概要

(1) 情報提供の意義

県民等の請求により県が開示を義務付けられる「公文書開示制度」と行政資料等による「情報提供施策」とは、情報公開制度を相互に補完し合うものとして位置付けられ、制度の両輪の関係にあります。

両者はその性格を異にしていますが、行政が保有する情報で県民に必要なものを提供するという点では共通の目的を有しており、行政機関と県民との情報の流れの中では、それぞれ重要な役割を果たしています。

情報公開条例の手续により開示される情報は公文書そのものですが、情報提供施策により提供される国や県民等の行政機関が発行している印刷刊行物(行政資料)は、県民に理解されやすいように情報が加工、編集されています。

また、公文書開示制度では請求者にしか開示されず広報効果を期待できませんが、情報提供施策では住民全体のニーズを踏まえ、必要に応じて行うものであり、広報的效果をもち得ます。

すなわち、公文書開示制度に基づく住民側からの個別的な請求と行政側からの情報提供施策による広報という両面があって初めて、住民が行政機関等の情報全体にふれることが可能になり、情報公開制度の総合的な推進に役立つこととなります。

(2) 行政資料の範囲

行政資料とは、国や県等が住民に周知を目的として作成した印刷刊行物のうち、国や県等の行政に関するもので、次のものをいいます。

1 県が作成し、又は印刷した資料(県が編集し、又は監修したものを含む。)	統計書 白書、研究報告書、調査報告書等 長期計画書、事務事業計画書等 事務事業概要書、年報等 要覧、便覧、事典等 歳入歳出予算書及び決算書 議事録、意見書、答申書、勧告書等 事業誌、沿革誌、地誌、地方史誌、年表等 公報その他定期的に発行するもの その他資料的価値のあるもの
2 国、都道府県、市町村等が作成し、又は印刷した資料	重要な政策、計画、報告等に関するもの 都道府県史、市町村沿革誌等 官報、法令全書、国の白書、統計書、法規集等 その他行政及び郷土に関する資料で特に価値のあるもの